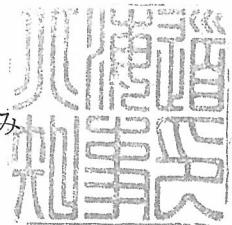


産業廃棄物処理施設において処理する
一般廃棄物に係る届出受理書

十環生第3158号
平成24年1月17日

住所 中川郡本別町上本別10番地3
氏名 小川建設工業株式会社
代表取締役 小川 哲也 様

北海道知事 高橋 はるみ



平成24年1月6日、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の4の規定による届出を受理しました。

産業廃棄物処理施設の設置場所	足寄郡足寄町芽登2134番、2135番、 2136番、2137番
産業廃棄物処理施設の種類	安定型最終処分場 管理型最終処分場
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類	燃え殻、廃プラスチック類（石綿含有一般廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、纖維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有一般廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有一般廃棄物を含む。）、動物の死体、ばいじん、これらの一般廃棄物を処分するために処理したものであってこれらの一般廃棄物に該当しないもの（特別管理一般廃棄物であるものを除く。）
産業廃棄物処理施設の設置に係る許可（受理）の年月日及び許可（受理）番号	許可年月日 平成21年3月11日 許可番号 十環生第1335-10号
法第15条の2第4項の規定によりふされた許可の条件	*****

（十勝総合振興局保健環境部主査（地域環境））